

建築基準法第52条第8項第1号の規定による区域の指定について  
熊谷市告示(乙)第86号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第8項第1号の規定に基づき次の区域を指定する。

平成22年 4月 1日

熊谷市長 富岡 清

指定する区域

熊谷都市計画区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域